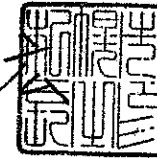


札幌市景観条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和8年8月 3 / 日

札幌市長

秋 元 克



札幌市規則第 39 号

札幌市景観条例施行規則の一部を改正する規則

札幌市景観条例施行規則（平成20年規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第2号において「改正部分」という。）並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
(景観まちづくり指針に基づく行為の届出等) 第23条の6 (略)	(景観まちづくり指針に基づく行為の届出等) 第23条の6 (略)

改正前	改正後
2 (略) 3 条例第42条の8第6項に規定する規則で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第1項の規定による届出に係る行為が<u>法第16条第7項各号(第11号を除く。)</u>に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。 4・5 (略)	2 (略) 3 条例第42条の8第6項に規定する規則で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第1項の規定による届出に係る行為が<u>法第16条第8項各号(第12号を除く。)</u>に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。 4・5 (略)

附 則

この規則は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号）の施行の日から施行する。